

災害廃棄物である廃たたみの県外処理について

《市長コメント》

東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち廃たたみについて、石巻市の災害廃棄物二次処理を事務委託している宮城県から、東京都及び公益財団法人東京都環境公社に対して、都内の民間廃棄物処理施設での受け入れを依頼することとなりました。

石巻市では、市内２３カ所に仮置場を設置しておりますが、いずれの仮置場も飽和状態であり新たな仮置場も設定する場所が確保できない状況にあります。

また、南境の仮置場においては、高等学校や仮設住宅団地に隣接立地しており、近隣地域に与える影響が大であるため、同仮置場を閉鎖する方向で作業を進めております。

さらに、これから実施される数千件におよぶ被災家屋等の解体を進めるうえでも、災害廃棄物の仮置場が不足する状況にあります。

そのような状況の中で、廃たたみは非常に腐りやすく発酵による自然発火の危険性が高いことから、高く積み上げることができず横に広く仮置き面積を必要としております。今後、気温が上昇する季節を迎えるにあたり、安全面と解体作業を加速さ

せていくうえでも、緊急に廃たたみを処理する必要がありました。

そこで、宮城県では、女川町の災害廃棄物処理実績を有し輸送力や処理能力を速やかに確保可能な、東京都及び公益財団法人東京都環境公社と協議を進め、廃たたみ処理に係る話し合いがまとまったことから、平成23年11月24日付けで締結していた「災害廃棄物の処理基本協定」に基づき、石巻ブロックにおける廃たたみの処理の依頼が行われたものです。

東京都による廃たたみの処理が進むことによって、石巻市では一次仮置場における火災発生率の低減が図られ、既存一次仮置場の延命が図られると考えております。

また、被災地から運び込まれる災害廃棄物の受け皿となる一次仮置場を確保することにより、被災家屋等の解体作業を加速させ一日も早い復興への一助になるものと期待しております。